

## 後記

1 藤原淳一郎教授の御退職記念号が、この度、無事刊行となりました。法学研究編集委員会では、永年の慣行として、御完職になられる先生方への、法学研究会からのさやかな感謝の一端として、御退職記念号を企画してまいりました。今回も、その一環として、藤原淳一郎教授・御退職記念号が刊行のはこびとなったものです。

2 本記念号の刊行をもちまして、法学研究会として、永年にわたる藤原淳一郎教授の法学部における研究・教育への多大な御貢献と御尽力に、心からの深い感謝の意を表した次第です。先生の御清栄にてのますますの御発展と御活躍を深甚よりお祈り申し上げます。

3 藤原教授は、その御業績目録からも明らかのように、行政法とエネルギー法の研究者として、多方面にわたり多くの学問的業績を挙げてこられました。法学部助手として慶應に戻られた当時、主たる学問的関心は行政法の「基礎理論」にあり、「公法契約論」に関する抜刷をいくつか戴きましたが、あくまで理路整然とした明快な論旨展開が、そして行政法理論のドグマティックの樹立に向けての、真摯な姿勢が、大変印象的でした。また、学部ゼミは民訴法学専攻であったところから、行政事件訴訟にも関心が向けられ、その後の幅広い研究活動の基盤が形成されたものと拝察されます。

4 昭和四〇年代の半ば以降、大学紛争の嵐が、日本全国で、吹き荒れていました。学生のゲバルト、対抗する大

学封鎖（ロックアウト）、の時代です。もはや神戸大学では研究遂行は無理であり、それが慶應に戻った一つの理由である、とのことでした。法学部助手を経て、専任講師の時代には、一人のキリスト者として昭和五〇年・ドイツ・ケルン大学留学での「啓示」を契機に、エネルギー法の開拓に一意専心されました。伝統あるドイツ公法学の歴史・理論・体系に直に触れる環境の下で、なお自らその対極に位置するかのようになり、新たな学問領域を構想され、その後、単身アメリカの地での厳しい学問修行を経て、パイオニア的業績をものにされましたが、ここにまさしく藤原教授の研究者としての独特の真骨頂があるように思われます。

5 学部ゼミの先輩・後輩という関係から、永年にわたり親しく御交誼を戴きました。当時ドイツ留学中の私をケルンからはるばる来訪され、新たな学問への壮大な構想を熱く語られた若き日の先生の、その学問的情熱は、三〇数年を経過した今でも、その鋭い確かな時代感覚と同様に、なお一層の昂揚をみせているように拝察されます。御研究のさらなる御発展を心より祈念申し上げる次第です。

6 最後になりましたが、記念号の刊行につきましては、慶應義塾大学出版会編集部や法学研究会事務局の方々からは、いつもながら様々な御尽力を戴きました。記して、その御労苦に心より感謝申し上げます。

平成二〇年一二月

編集担当委員

法学部教授 斎藤和夫